

塩尻市高齢者世帯タクシー利用料金助成券交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)塩尻市長

申請者 住所.....

氏名.....

令和8年度塩尻市障害者及び高齢者世帯タクシー利用料金助成券の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

対象者	住 所	塩尻市		電話	
	フリガナ 氏 名		年 月 日生	歳	
			年 月 日生	歳	
			年 月 日生	歳	

世帯に市民税が課税されている人がいますか。どちらかに○を付けてください。  
( 課税されている人がいる ・ 全員課税されていない )

私及び世帯員の市民税課税資料を、資格確認のため職員が閲覧することに同意します。  
(世帯員全員が記入してください。なお、氏名を自署する場合、押印を省略することができます。)

対象者氏名.....印

世帯員.....印      世帯員.....印

世帯員.....印      世帯員.....印

私及び世帯員は自動車又は原動機付自転車を保有していないことを誓約します。

氏名.....

申請者に代わり連絡先となる人がいる場合、下記を御記入ください。

連絡先 住 所  
氏 名  
対象者との続柄  
電 話 番 号

# 令和8年度 高齢者世帯タクシー利用料金助成事業について

## 1 対象者

- ① 塩尻市内に住所を有し、かつ市内に居住している方
- ② 自動車やバイク（原付含）などの交通手段を持っていない世帯の世帯員
- ③ 世帯員全員の前年度の市民税が非課税である世帯の世帯員

①～③の要件を全て満たし、かつ次のア又はイに該当する方。

- ア 世帯員全員が75歳以上の世帯の世帯員
- イ 70歳以上で構成される世帯において、要介護認定により、要介護1以上と認定されている世帯員

※社会福祉施設入所者又は交通空白地有償運送を利用する者を除く。

## 2 助成の対象

通院又は社会福祉施設への通所のほか、買い物等への利用も可能です。

## 3 助成金額及び交付枚数

- 1枚500円として利用できる助成券を、年間30枚を上限に交付します。
- 年度途中の申請の場合は、3月までの月割（残り月数×2.5、端数切り上げ）の枚数を交付します。

## 4 利用できるタクシー

○市内に事業所を持つタクシー会社（美勢タクシー、アルピコタクシー、平成交通）

## 5 利用方法

- ① 利用者は降車の際に利用する助成券（枚数の利用制限なし）を運転手に手渡します。
- ② 運転手は利用者に、申請者本人か確認を行います。
- ③ 助成券からお釣りは出ないため、不足する料金を支払います。

例：運賃 1,800 円の場合

助成券 1 枚利用の場合⇒1,300 円支払い、

助成券 2 枚利用⇒800 円支払い、助成券 3 枚利用⇒300 円支払い

※ お釣りが出ないため、運賃を上回る助成券の利用はできません。

## 6 注意事項

○助成券には申請者の氏名が印字されます。紛失に注意しましょう。

○助成券を他人に譲渡すること、貸すことはできません。

本人以外の方が利用された場合、助成券を返却いただく場合があります。